

飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金」の申請について

～よくあるお問い合わせ～

令和2年8月25日

(1. 補助金の対象)

Q1-1 補助金の目的は何か。

A1-1 『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされていることから、県内飲食店に「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組みを普及させるため、ガイドラインの実施に必要となる換気設備等の導入費用の一部について、飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金を交付することにより、その取組を普及させることを目的としています。

Q1-2 補助金は、企業の規模に関係なく支給対象となるのか。

A1-2 中小企業支援法第2条第1項 に規定する中小企業者、中小企業団体及びそれに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認める団体が対象となります。

< 1 > 中小企業者（中小企業支援法第2条第1項第1号および第2号）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
～ 以外	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

< 2 > 政令で定める業種（中小企業支援法第2条第1項第3号）

業種	資本金の額 または出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業	3億円	900人
ソフトウェア業等	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人

< 3 > 中小企業団体（中小企業支援法第2条第1項4号）
事業協同組合、協業組合、商店街振興組合等

Q1-3 複数の事業所を営業しているが、事業所単位で申請してよいか。

A1-3 今回の補助事業は、1事業者あたり1回200万円を上限とし、補助率9/10以内で補助させていただいています。できるだけ多くの事業者の方に取組を進めていただくためのものであり、ご理解願います。

Q1-4 本社が東京（県外）であっても、補助金の対象となるのか。

A1-4 本社が東京（県外）であっても、県内で事業を実施していれば、補助金の対象となります。ただし、中小企業（参照Q1-2）に限ります。

Q1-5 既に事業着手（着手しようとして）しているが対象となるか。

A1-5 本補助金は、通常の設定整備補助金であるため、交付決定前の事業着手は認めておりません。事業着手済みの場合は、補助対象とならないので、必ず交付決定を受けてからの着手をお願いします。

Q1-6 既に「新しい生活様式支援補助金（上限10万円）」を申請しているが、追加して今回の補助金を申請できるか。

A1-6 今回の補助金は、新しい生活様式支援補助金と取り組み内容が異なる場合は申請ができます。

Q 1 - 7 今回の補助金の対象となる業種は何か。

A 1 - 7 今回の補助金は、「飲食店」を対象としているが、宿泊事業者が経営する、宿泊施設と一体となった飲食店やテイクアウト（移動販売含む）、弁当屋、仕出し料理店、宅配ピザ店、配食サービス、海の家、屋台等の店舗内において飲食サービスを提供しない飲食店については対象となりません。

Q 1 - 8 カラオケボックスで飲食を提供している場合対象となるのか

A 1 - 8 飲食の営業許可証をお持ちの場合は対象となります。

Q 1 - 9 学校や保育施設、介護施設等における食堂は対象となるのか

A 1 - 9 県内で飲食店を営し、対象室内の必要換気量（一人当たり毎時 30 m^3 ）を満たさない中小企業者等が対象となるため、施設内における食堂は対象となりません。

Q 1 - 10 旅館を営しているが、施設内の飲食店は対象となるのか。

A 1 - 10 宿泊事業者が営する、宿泊施設と一体となった飲食店は対象となりません。

Q 1 - 11 旅館を営しているが、別の場所で飲食店を営している。対象となるのか。

A 1 - 11 宿泊施設と一体となった飲食店は対象とはなりませんが、別の場所で飲食店として独立して営されている場合は対象となります。

Q 1 - 12 補助金の対象となる業種が限定されるのはなぜか。

A 1 - 12 今回の補助金は、厚生労働省が設置している「新型コロナウイルス感染対策アドバイザリボード」の直近の感染状況の評価等より、これまでクラスター感染が発生した場所に関しては、接待を伴う飲食店、居酒屋、また職場での会議など、主に3密や大声を発するような状況が多かったとの分析があつていることや、県内においても飲食店でクラスターが発生したことから、今回は飲食店に限定し補助することとしております。

Q 1 - 13 具体的にどのような取組が補助金の対象になるのか

A 1 - 13 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、対象室内の必要換気量（一人当たり毎時30m³）を満たす換気設備（窓、換気扇、換気ダクト等）の更新・増進・新設を導入する工事費・上記工事に伴う備品購入費が対象となりますが、詳しくは実施要領の【4.対象経費】をご確認願います。

Q 1 - 14 対象となるのは実施要領に記載のある取組事例のみなのか。

A 1 - 14 実施要領に記載している取組事例以外であっても、補助目的に合致するもの（一人当たり毎時30m³を満たす場合）は対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。

Q 1 - 15 換気設備（窓、換気扇、換気ダクト等）の更新を検討しているが、設置前に補助金がもらえるのか。

A 1 - 15 今回の補助金は、工事完了後に現地調査を経て補助金額の確定後に交付申請をしていただき、実績確定後に補助金を交付させていただきますこととしています。詳しくは実施要領の【5.補助金の流れ】をご確認願います。

Q 1 - 16 補助金の交付決定を受けても、事前に補助金を交付されなければ、事業者を支払えない。事前に補助金をもらえないのか。

A 1 - 16 今回の補助金においては、概算払いを行っておりません。様式2号の 収支予算書の欄にもありますとおり自己資金が不足する場合は、借入金等による対応をお願いいたします。

ご紹介する融資制度

○緊急資金繰り支援資金

お取引のある金融機関へご相談ください

対象融資額 4,000 万円を上限とし、当初 3 年間利子補給及び保証料の補助が受けられる制度があります

○新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫 国民生活事業へご相談ください

対象融資額 4,000 万円を上限とし、無担保で当初 3 年間利子補給の補助が受けられる制度があります

○小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

最寄りの商工会・商工会議所にご相談ください

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置があり、無担保で金利が当初 3 年間 1.21%から 0.9%引き下げとなる制度があります

Q 1 - 17 県や他各市町が実施している補助金等を申請しているが、今回の補助金と重複して申請してもよいか。

A 1 - 17 補助金であるため、申請される経費について、国や市町など他の補助金を申請し、補助金を受領されるのであれば、重複交付となるため、対象となりません。

Q 1 - 18 消費税は補助対象となるのか。

A 1 - 18 精算手続が必要となることから、消費税は補助対象としません。申請は必ず「税抜」かつ千円未満切り捨てで、申請して下さい。

Q 1 - 19 施工業者は県外企業でも良いか。

A 1 - 19 今回の補助金の施工業者は、県内事業者限定となります

Q 1 - 20 補助目的に合致するもの(一人当たり毎時30m³を満たす場合)とはどうやって判断するのか。

A 1 - 20 ビル管理法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準に準拠することとなります。機械換気設備を設けている場合は、浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率等から測定することとなるため、詳しくはHPに記載しております、厚生労働省のサイトをご確認いただくか、空調設備を取り扱っていらっしゃる県内施工事業者へご相談ください。

Q 1 - 21 空気清浄機(加湿機能付を含む)、エアコン(空気清浄機能又はウイルス除去機能付)は対象となるか。

A 1 - 21 今回の補助金は、対象室内の必要換気量(一人当たり毎時30m³)を満たす換気設備(窓、換気扇、換気ダクト等)の更新・増進・新設を導入する工事費・上記工事に伴う備品購入費が対象となるため、換気設備工事を伴わない空気清浄機(加湿機能付を含む)及び換気機能、空気清浄機能又はウイルス除去機能付のエアコンは対象外です。

Q 1 - 22 外気を取り込む機能がついたエアコンの設置を検討しているが、その場合も換気設備工事を伴わなければ対象外か。

A 1 - 22 設置することにより対象室内の必要換気量(一人当たり毎時30m³)を満たす場合は補助対象となります。
補助下限額 30万円

Q 1 - 2 3 換気のため、新たに窓を設置する費用は対象となるか。その場合に網戸を新たに設置する費用は対象となるか。

A 1 - 2 3 窓の開放による換気は、「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法(厚生労働省)にも示されているため対象となります。空気の流れを作るため複数の窓を設置や(1カ所でも可)開閉できない窓を交換することを指します。この場合の網戸の設置は、窓の設置工事に付随するため対象となります。

Q 1 - 2 4 既存の窓に新たに網戸を設置する費用は対象となるか。

A 1 - 2 4 開閉式の窓であっても、窓を開けての換気ができない場合(害虫等の侵入により窓を開けられない等)は、網戸のみの設置も対象となります。

Q 1 - 2 5 県の休業要請協力金(30万円)や国の持続化給付金(法人:200万円 個人:100万円上限)を受けているが、その場合今回の補助金は対象外となるのか。もしくは何が重複となるのかを知りたい。

A 1 - 2 5 県の休業要請協力金や国の持続化給付金などは、その用途が決まっておらず(申請時や実績報告時等に対象経費を報告する必要がなく)経費が重複することはないので、本補助金の申請と重複することはありません。いずれを受給されている場合でも対象です。

重複となる場合とは、他の補助金に、補助対象経費として申請した(する)ものを、本補助金の対象経費としても、申請する場合を言います。

Q 1 - 26 新規開店（移転）時は対象か。

A 1 - 26 既存事業者が継続して同一店舗において事業を行うための支援策となるため対象外です。

Q 1 - 27 コロナ対策のために店舗の間仕切りやパーテーションの設置を行いたい。この工事費用等は今回の対象となるのか

A 1 - 27 今回の補助金は、対象室内の必要換気量(一人当たり毎時30m³)を満たす換気設備(窓、換気扇、換気ダクト等)の更新・増設・新設を導入する工事費・上記工事に伴う備品購入費が対象となるため、間仕切りの設置等は対象外です

Q 1 - 28 ウイルスの拡散を防ぐためエアコンのクリーニングをしたい。このクリーニング費は対象か。

A 1 - 28 換気、空気清浄、ウイルス除去の機能付きのエアコンのクリーニングについては、新しい生活様式対応支援補助金(上限10万円)の対象事業となりますので、本補助金は対象外となります。

新しい生活様式対応支援補助金では、クリーニングは機能の回復が目的となるため、申請の際は、クリーニングするエアコンの機能をよくご確認のうえ、メーカー、型番等の写しを添付が必要となります。

Q 1 - 29 購入ではなくリースの場合、対象となるか。

A 1 - 29 複数年契約のリースの場合、交付決定日から事業終了日までに支払うものが対象となります。

支払いを証明できる書類の添付が必要となります。

Q 1 - 30 個人事業主だが、営業許可証がない。対象となるか。

A 1 - 30 営業許可証がない場合は対象外となります。

Q 1 - 31 換気設備工事と併せて、壁紙やトイレの照明をスイッチ式から人感センサーに変更する工事等を行いたいとその工事費は対象か。

A 1 - 31 本補助金の対象外です。対象外経費については実施要領の別表
3 対象とならない経費でご確認ください。

Q 1 - 32 就労支援事業所として飲食店を営んでいるが、対象となるか。

A 1 - 32 業として営まれており、かつ当該就労支援事業が、国などの補助事業に該当しない場合は、対象です。

Q 1 - 33 自治体の指定管理を受けて飲食店を運営しているが、補助対象となるか。

A 1 - 33 指定管理（委託）元の自治体等が責めを負うべきものであり、対象外です。

(2 . 申請手続き)

Q 2 - 1 いつから申請が始まるのか。

A 2 - 1 8月25日(火)から募集を開始する予定で準備を進めています。
申請方法(郵送のみ)については、今後公表する実施要領でご確認ください。

Q 2 - 2 申請はいつまで出来るのか。

A 2 - 2 **10月30日(金)**までに提出をお願いします。
当日消印有効

Q 2 - 3 申請書の様式はどこで入手できるのか。

A 2 - 3 県庁のウェブサイトからダウンロードできます。

Q 2 - 4 どこへ申請すればいいのか。

A 2 - 4 以下へ郵送ください。

〒850 - 8570

長崎県長崎市尾上町3 - 1

長崎県産業労働部 産業政策課

飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金窓口 宛

差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。
郵便料金は申請者でご負担をお願いします。

Q 2 - 5 持参による申請は可能なのか。

A 2 - 5 感染症拡大防止の観点から原則として持参による申請は受付けておりません。

Q 2 - 6 普通郵便で郵送してよいか。

A 2 - 6 個人情報を含むため、必ず簡易書留やレターパックなど追跡が出来る方法での郵送をお願いします。

Q 2 - 7 どのような書類が必要なのか。

A 2 - 7 以下の書類をご提出ください。

補助金交付申請書（様式第 1 号）

事業計画書（収支予算書を含む）（様式第 2 号）

県税に関し未納がないことを証明する証明書（各振興局税務部門発行の徴収猶予許可通知書の提出があった税目に関しては、証明書の添付は不要）

法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書（各税務署発行の納税の猶予許可通知書の提出があった税目に関しては、証明書の添付は不要）

誓約書（様式第 3 号）

実施事業に係る見積書の写し（内訳がわかるもの）

営業許可証の写し

設計書・図面等（原則として対象室内の必要換気量を満たすことがわかるもの）

施工前の状況がわかる写真等

申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類の写し

（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

記入後の「新しい生活様式ガイドライン実施宣言」の写し

その他知事が必要と認める書類 チェックリスト（様式 1）

なお、それぞれの詳細は実施要領等をご確認ください。

Q 2 - 8 免許証やパスポートの有効期限が切れているが使用できるか。

A 2 - 8 原則、有効期限内の身分証明書で申請してください。用意出来ない場合は、健康保険証の写し等、その他の証明書で申請ください。

(3 . 交付)

Q 3 - 1 申請から交付までどのくらい時間がかかるのか。

A 3 - 1 申請から交付決定、工事の施工期間等により異なりますが、交付額確定通知後適正な請求書をご提出いただいてから、2 週間程度での支出となります。

要領の【5.補助事業の流れ】をご確認ください。

Q 3 - 2 交付されない場合はあるのか。

A 3 - 2 審査により、補助対象経費でなかった場合など、補助金を交付しない場合があります。その際は、不交付の通知を送付します。

(4 . その他)

Q 4 - 1 補助金は課税の対象になるのか。

A 4 - 1 今回、県が交付する補助金については、課税対象となります。

Q 4 - 2 新しい生活様式支援補助金との違いは何か。

A 4 - 2 新しい生活様式支援補助金は、関係団体が作成した「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組を普及させるため、その実施に必要となる消耗品等を含めた経費を支援するものですが、今回の補助金は、対象室内の必要換気量(一人当たり毎時30m³)を満たす換気設備(窓、換気扇、換気ダクト等)の更新・増設・新設を導入する工事費・上記工事に伴う備品購入費に限定した補助となります。

Q 4 - 3 本補助金を使って購入したものについて、注意すべきことはあるか。また、他者へ譲渡したりしてもよいのか。

A 4 - 3 本補助金により取得等したものについては、その趣旨(各事業者の皆様自主的な感染防止のための取組に対する支援)に沿った適切な使用等をお願いします。よって、他者への譲渡など、目的外の使用は原則認められません。